

旭川医科大学知的財産管理等に関する委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長  
学長職務代理 理事 松野丈夫

旭川医科大学知的財産管理等に関する委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学知的財産管理等に関する委員会規程（平成16年旭医大達第124号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>第1条（略）</p> <p>（組織）</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 知的財産センター長</p> <p>(2) 学長が指名する<u>副学長又は学長補佐</u></p> <p>(3) 基礎医学講座の教授のうちから 1人</p> <p>(4) 臨床医学講座の教授のうちから 2人</p> <p>(5) 事務局長</p> <p>(6) 知的財産担当教員</p> <p>2（略）</p> <p>第3条～第8条（略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和3年7月26日から施行し、改正後の第2条第1項第2号の規定は、令和3年7月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>令和3年7月1日付けの役員等変更に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（組織）</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 知的財産センター長</p> <p>(2) 学長が指名する学長補佐</p> <p>(3) 基礎医学講座の教授のうちから 1人</p> <p>(4) 臨床医学講座の教授のうちから 2人</p> <p>(5) 事務局長</p> <p>(6) 知的財産担当教員</p> <p>2（略）</p> <p>第3条～第8条（略）</p>